高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第７号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年４月６日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

名二環集中工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

名二環集中工事に伴う通行止め実施中、迂回を目的として、⑷①から③に定めるいずれかの走行をしたＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年４月７日から令和８年４月16日まで。

⑷　対象区間

①　下表のイからニに掲げるいずれかの接続部間を連続して走行した車両

イ	近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状２号線との接続部（以下､「飛島接続部」という。）及び中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部（以下､「一宮接続部」という。）、中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部（以下､「小牧接続部」という。）又は第一東海自動車道と名古屋環状２号線との接続部（以下､「名古屋接続部」という。）
ロ	近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状２号線若しくは名古屋市道高速１号との接続部（以下､「名古屋西接続部」という。）及び一宮接続部、小牧接続部又は名古屋接続部
ハ	第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状２号線若しくは名古屋市道高速２号との接続部（以下､「名古屋南接続部」という。）及び一宮接続部、小牧接続部又は名古屋接続部
ニ	第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部（以下､「東海接続部」という。）及び一宮接続部、小牧接続部又は名古屋接続部

②　１）に掲げるいずれかのインターチェンジ（以下､「ＩＣ」という。）を流出又は流入し、かつ、２）のイからへに掲げるいずれかの経路を連続して走行した車両

１）対象ＩＣ

中央自動車道西宮線の中津川ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ
第一東海自動車道の豊川ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ
東海北陸自動車道の一宮稲沢北ＩＣから白川郷ＩＣまでの各ＩＣ
第二東海自動車道横浜名古屋線の新城ＩＣから東海ＩＣまでの各ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線の各ＩＣ
近畿自動車道伊勢線の芸濃ＩＣから伊勢ＩＣまでの各ＩＣ
近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣから鈴鹿ＰＡスマートＩＣまでの各ＩＣ
近畿自動車道尾鷲多気線の各ＩＣ
伊勢湾岸道路の各ＩＣ
東海環状自動車道の各ＩＣ

２）対象経路

イ	飛島接続部を経由し、名古屋環状２号線の大治南ＩＣから有松ＩＣまでの各ＩＣ、名古屋高速道路公社が管理する清須出口若しくは楠出口、愛知県道高速名古屋小牧線の各出口又は愛知県道高速清須一宮線の各出口を流出する走行
ロ	名古屋西接続部を経由し、名古屋環状２号線の大治南ＩＣから有松ＩＣまでの各ＩＣ、名古屋高速道路公社が管理する清須出口若しくは楠出口、愛知県道高速名古屋小牧線の各出口又は愛知県道高速清須一宮線の各出口を流出する走行
ハ	名古屋南接続部を経由し、名古屋環状２号線の大治南ＩＣから有松ＩＣまでの各ＩＣ、名古屋高速道路公社が管理する清須出口若しくは楠出口、愛知県道高速名古屋小牧線の各出口又は愛知県道高速清須一宮線の各出口を流出する走行
ニ	東海接続部を経由し、名古屋環状２号線の大治南ＩＣから有松ＩＣまでの各ＩＣ、名古屋高速道路公社が管理する清須出口若しくは楠出口、愛知県道高速名古屋小牧線の各出口又は愛知県道高速清須一宮線の各出口を流出する走行
ホ	名古屋環状２号線の飛島北ＩＣから千音寺南ＩＣまでの各ＩＣ又は名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口を流入し、一宮接続部、小牧接続部又は名古屋接続部を経由する走行
ヘ	名古屋環状２号線の清洲東ＩＣから大治北ＩＣまでの各ＩＣを流入し、一宮接続部、小牧接続部又は名古屋接続部を経由する走行

③　１）に掲げるいずれかのＩＣ間を走行した車両。ただし、２）のイからロに掲げるいずれかの接続部間を連続して走行する場合に限る。

１）対象ＩＣ

名古屋環状２号線の各ＩＣ
愛知県道高速名古屋小牧線及び愛知県道高速清須一宮線の各入口・出口
名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口、清須入口・出口及び楠入口・出口

２）対象経路

イ	名古屋西接続部及び愛知県道高速名古屋朝日線と名古屋環状２号線若しくは愛知県道高速清須一宮線との接続部（以下､「清洲接続部」という。）、名古屋市道高速２号と名古屋環状２号線若しくは愛知県道高速名古屋小牧線との接続部（以下､「楠接続部」という。）、名古屋市道高速１号四谷高針線と名古屋環状２号線との接続部（以下､「高針接続部」という。）又は名古屋南接続部
ロ	飛島接続部及び清洲接続部、楠接続部、高針接続部又は名古屋南接続部

⑸　料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、別添に掲げるＩＣについては、同一のＩＣとして取扱う。

⑹　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。